

鳥取県技能振興推進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県技能振興推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、技能者の技能水準の向上及び技能振興等を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の事業を行う鳥取県技能士会連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 連合会が自ら行う別表1の第1欄に掲げる事業（以下「直接補助事業」という。）
 - (2) 県内に事務局を有する技能士会、技能検定職種に係る営利を目的としない事業主団体等若しくは雇用する労働者に認定職業訓練を受講させる事業主（以下「団体等」という。）が行う別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に対し、間接補助金を交付する事業
- 2 本補助金の額は、直接補助事業については、別表1の第2欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、その限度額は同表の第3欄に定めるところにより算出した額とする。）以下とする。また、間接補助事業については、別表2の第2欄に掲げる経費の額から間接補助事業に伴う収入（本間接補助金を除く）の額を控除した額（仕入控除税額を除く。）に同表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額と同表の第4欄に定めるところにより算出した額とを比較していずれか低い額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年商工労働部雇用人材局産業人材課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 連合会は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の

規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 連合会は、第3条第1項第2号に規定する助成金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける団体等及び個人（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	連合会
	様式第2号による	連合会が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	連合会が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

（1）間接補助事業に係る本補助金の増額

（2）補助事業の実施計画の重要な変更

2 変更等の承認は、原則として、承認申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

（間接的な変更等の承認）

第8条 連合会は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ申請

書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 連合会は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る本補助金の増額
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 連合会は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 連合会は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 連合会は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 連合会は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月14日から施行し、平成18年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月14日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月30日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度（2019年度）の事業から適用する。

別表1（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 限度額
① 団体等を対象にして行う働き方改革をテーマにした研修会	講師に係る謝金及び旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 設営委託料 研修会の開催に係る需用費	上限200,000円
② 別表2に掲げる間接補助事業の実施に係る事務	間接補助事業の実施に係る事務費	上限104,000円

別表2（第3条、第7条関係）

1 間接補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額
① 技能振興活動経費 技能振興を目的に開催する展示会、ものづくり体験教室等に要する経費	講師に係る謝金及び旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 設営委託料 展示会、ものづくり体験教室の開催に係る需用費	10/10	①研修等経費、②技能振興活動経費及び③競技大会経費に要する補助対象経費を合算した額 (上限500,000円)
② 研修等経費 技能の資質向上を目的とした研修会、会議の開催又は参加に要する経費	講師に係る謝金及び旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 研修会、会議の開催又は参加に係る需用費	1/2	
③ 競技大会経費 県内外で行われる技能競技大会の参加経費又は県内の競技大会開催に要する経費	選手参加費 選手旅費 会場設備に係る使用料及び賃借料 設営委託料 技能競技大会の参加又は開催に係る需用費		
④ 技能後継者育成経費 後継者育成に関する経費	入学金 事業主負担金	10/10	訓練生1名につき要する経費 (上限30,000円)

年度鳥取県技能振興推進事業計画（報告）書

鳥取県技能士会連合会

1 働き方改革をテーマにした研修会に関する計画（実績）

開催時期	開催場所	対象	テーマ	講師	参加者数

2 間接補助事業計画（実績）

実施団体	事業概要 (期間、参加者数等)	所要経費	連合会補助額	県補助申請（実績）額	備考

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県技能振興推進事業収支予算(決算)書

収 入

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増減	積算の基礎
	円	円	円	
合 計				

注) 内容を具体的に記載すること。

支 出

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増減	積算の基礎
	円	円	円	
合 計				

注) 内容を具体的に記載すること。

年 月 日

様

職 氏 名



年度鳥取県技能振興推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県技能振興推進事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県技能振興推進事業費 補助金交付要綱(平成12年4月1日付労第103号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2 の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

職 氏 名



年度鳥取県技能振興推進事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

鳥取県技能振興推進事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

$$(3 - 2) \times \frac{1(1)}{1(2)}$$

金 円

（注）別紙として積算内訳、その他参考となる資料を添付すること。